

## 中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2019年11月11日開催の当行取締役会において、第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

当行定款第35条の規定に基づき、2019年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う。

1. 中間配当金  
1株につき 40円  
(うち普通配当 35円)  
(うち創業140周年記念配当 5円)
2. 効力発生日ならびに支払開始日 2019年12月10日

(以上)